

2011年3月10日  
(平成23年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度  
運営審議会会長 畠山 関之

外国人登録に関することに係る個人情報を目的外に利用  
させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知  
の省略並びにコンピュータ処理について（答申）

2011年2月24日付けで諮問（第467号）された外国人登録に関すること  
に係る個人情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人  
通知の省略並びにコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第1項第4号による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり、個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過について

藤沢市では、2007年（平成19年）2月「藤沢市多文化共生のまちづくり指針」を策定し、「外国人市民と共に生きる藤沢」を目指し、「だれもが多様な文化を認め合い自分らしい生き方ができる地域社会づくり」のための事業

を推進している。また、同時期に策定した「藤沢市人権施策推進指針」では、外国人市民の人権を尊重するために、外国人市民の権利の保障や相談・支援体制等の充実を図るようにと示している。

昨今の景気の低迷により、市内に登録する外国人市民は、6,300人をピークに減少に転じ、平成22年12月末現在では約5,800人となっている。

また、外国人登録者の約半数は永住者・特別永住者であり、他の長期滞在が可能な在留資格者を含めると、外国人登録者の約4分の3に相当する。国籍別では、全体の約半数が中国、韓国・朝鮮、ブラジル国籍であり、年代別にあつては、30代、40代、20代と続き、その数は全体の約68%を占めている。

このような中、国籍や民族・文化等の異なる人たちと日本人市民との交流の機会は増えてはいるものの、言葉や生活習慣等の違いにより、外国人市民に的確な情報が届いていない等の理由から、近隣とのトラブルの原因になり兼ねない。

そのため、2010年6月に、日本語支援教室に通う外国人市民（2010年4月現在）約200名に調査を行い、「生活する上で困っていることは何か」の問いに、約40%の人から回答を得ることができた。回答を集計したところ、子どもの教育の問題がトップにあげられ、次いで健康・医療や就職・就労の問題、災害や子育てに関することというように、生活全般に及んでいる。

このようなことから、生活する上での課題、行政相談のあり方、多言語による情報提供の仕方等の再度の見直しを行い、より多くの外国人市民の意見や抱える問題を把握することにより、市政運営に反映させる必要があると考える。

外国人市民は、日本人市民と地域に暮らし、税を支払い、市民としての義務を負っている。これまで行われてきた市民意識調査は、外国人市民を対象としていなかったため、当然、外国人市民の意見が活かされる筈はない。そのため、事業やサービスの対象である外国人市民への個別の調査を実施するものである。

多文化共生社会を実現するための手段として、外国人市民の意見等を知り、それらに耳を傾けることにより相互理解を深め、結果的に行政コストを下げ、外国人市民の視点を取り入れたまちづくりや事業サービスの展開を図ることは、ひいては市民全体の利益にも繋がるものと考えられる。

この事務を担当する共生社会推進課では、外国人登録原票の取扱権限がなく、市民窓口センターが管理する情報であるため、外国人登録原票の情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

## (2) 個人情報を利用させることの必要性について

この事業に必要な個人情報については、外国人登録原票を管轄する市民窓口

センターに帰属する情報で、共生社会推進課では取扱い権限を有していない。

しかし、外国人市民への事業やサービスを向上させるためには、対象である外国人市民の意見等が不可欠であり、現在、これらを利用している外国人市民のみならず、今後サービスの利用を考える外国人市民からも意見等を収集することも必要であり、他に方法がないことから、外国人登録原票の情報を利用させる必要があるものとする。

(3) 利用させる個人情報項目

外国人登録原票

氏名（本名または通称名）、住所及び国籍

(4) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

意識調査の対象者は、外国人登録原票に基づく満18歳以上の外国人市民、約5,000人と対象者が多数になるため、目的外に利用させる個人情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため本人通知の省略を行う。

なお、個人情報の目的外利用については、共生社会推進課において、事前に広報紙等により周知を図っていくとともに、送付する意識調査票の中で周知する予定である。

(5) コンピュータ処理の必要性と安全対策について

個人情報の抽出作業は、外国人登録原票の対象者から、満18歳以上の外国人市民、約5,000人を抽出し、氏名（本名または通称名）・住所の宛名ラベルを作成するが、抽出が多いためコンピュータ処理が必要となるものである。

この処理は、IT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを加工するもので、安全対策が施されているコンピュータ室において藤沢市コンピュータ管理運営規程に基づき処理されるものであり、安全対策が十分に図られているものである。

(6) 実施時期

2011年4月以降

(7) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)から(3)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を目的外に利用させることの必要性について

実施機関では、外国人市民への事業やサービスを向上させるためには、対象である外国人市民の意見等が不可欠であり、現在、これらを利用している外国

人市民のみならず、今後サービスの利用を考える外国人市民からも意見等を収集することも必要であり、外国人登録原票の情報を利用させる以外に方法がないとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させる必要性があると認められる。

(2) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について

実施機関では、外国人登録原票に基づく満18歳以上の外国人市民約5,000人と対象者が多数になるため、目的外に利用させる個人情報の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要となり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお、個人情報の目的外利用については、共生社会推進課において、事前に広報紙等により周知を図っていくとともに、送付する意識調査票の中で周知する予定とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に利用することに伴う本人通知を省略する必要性が認められる。

(3) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理の必要性について

実施機関では、個人情報の抽出作業は外国人登録原票の対象者から、満18歳以上の外国人市民、約5,000人を抽出し、氏名（本名または通称名）・住所の宛名ラベルを作成するが抽出が多いためコンピュータ処理が必要になるとのことである。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理の必要性が認められる。

イ 安全対策について

アの処理については、IT推進課のコンピュータ室で管理されているデータを加工するもので、安全対策が施されているコンピュータ室において、藤沢市コンピュータシステム管理運営規程に基づき処理されるものであり、安全対策が十分に図られているとのことである。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは適当であると認められる。

以 上